

---

	<b>実務対応</b>
プロジェクト	<b>金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて</b>
項目	<b>今後の検討の進め方</b>

---

## 1. 本資料の目的

1. 当委員会は、2019 年 11 月 29 日に開催された第 421 回企業会計基準委員会において「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オファリング (ICO) トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定し、第 126 回実務対応専門委員会 (2019 年 12 月 24 日開催) 及び第 423 回企業会計基準委員会 (2019 年 12 月 26 日開催) より検討を開始した。
2. 第 431 回企業会計基準委員会 (2020 年 4 月 30 日開催) において、今後のプロジェクトの進め方について審議を行い、以下のとおり進めることとしていた。
  - 今後、新たな取引が行われる可能性がある電子記録移転有価証券表示権利等<sup>1</sup>の発行及び保有に関する会計処理を優先し、可能な限り早期に会計基準を公表することを目標とする。
  - 暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理については、会計基準の開発を進めることの必要性を確認する意味も含め、論点整理を公表する。
3. 前項に記載した進め方に従い、第 129 回実務対応専門委員会 (2020 年 5 月 27 日開催) 及び第 435 回企業会計基準委員会 (2020 年 6 月 12 日開催) において、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理について、実務対応報告に含める内容の審議を行った。

その後、電子記録移転有価証券表示権利等及び暗号資産に該当する ICO トークンの発行が乏しかったこともあり、他の基準開発に関する審議を優先して行い、当プロジェクトに関する審議は行っていなかった。

4. 本資料は、当プロジェクトの今後の検討の進め方についてご意見を伺うことを目的と

---

<sup>1</sup> 開発する実務対応報告の範囲については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 17 号に定義される電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理とすることを提案していた。電子記録移転権利及び電子記録移転有価証券表示権利等の内容については別紙 5 参照。

している。

## 2. 電子記録移転有価証券表示権利等について

### これまでの審議において提案していた内容

5. 第129回実務対応専門委員会（2020年5月27日開催）及び第435回企業会計基準委員会（2020年6月12日開催）において、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理について、次の項目を実務対応報告案に含めることを提案していた。

項目	実務対応報告案に含める内容
範囲	株式会社が電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を扱う。
発行する場合の会計処理	基本的に、既存のみなし有価証券を発行する場合と同様とする。
保有する場合の会計処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 発生認識のタイミング</li> <li>- 消滅認識のタイミング</li> <li>- 期末評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発生認識のタイミング及び消滅認識のタイミングについては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における発生及び消滅認識の原則に従うことのみを示す。ただし、権利の移転に関する私法上の取扱いが必ずしも明らかではなかったため、この点の取扱いは引き続き検討することとしていた。</li> <li>• 期末評価については、原則として既存の有価証券の会計処理と同様とする。</li> </ul>

6. 一方、以下の項目については実務対応報告案に含めないことを提案していた。

項目	実務対応報告案に含めない理由
「株式会社以外の事業体等」 <sup>2</sup> による発行の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「株式会社以外の事業体等」の処理については、関係法令又は実務によっており、必ずしも明らかではなく、これを明らかにすることは本プロジェクトの範囲を超えることになる。</li> <li>• 当委員会では、基本的に株式会社における会計処理を明らかにしてきており、「株式会社以外</li> </ul>

<sup>2</sup> 合名会社、合資会社及び合同会社、民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、匿名組合、及び信託をいうものと定義することを前提としていた。

	の事業体等」の会計処理に関する定めは限定的 <sup>3</sup> である。
発行する場合の会計処理 - 財又はサービスの提供を受ける権利が付与される場合の扱い <sup>4</sup>	今後、どのような財又はサービスが付与されるか現状では十分に把握できず、また、既存の有価証券に他の権利が付与された場合の処理（株主優待等）に影響が及ぶ。
発行する場合の会計処理 - 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行	現状では、暗号資産建の発行が行われるか明らかではなく、会計処理を明らかにするニーズが必ずしも明らかではない。
保有する場合の会計処理 - 電子記録移転権利に該当する組合への出資の扱い	有価証券の会計処理と同様に保有目的に従い時価評価する会計処理を導入することが考えられるが、既存の組合への出資に関する会計処理に影響を与える。

## 現状の取引量

7. この点、報道やプレスリリースによると、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するもの及び該当する可能性のあるものの発行事例（予定を含む。）で事務局が把握しているものは以下のとおりである。

発表/ 報道日付	発表/報道 の概要	スキームの概要
2020/04/21	<u>事例1</u> ブロックチェーン技術を用いたセキュリティー・トークン発行を主眼とする「デジタル証券プロジェクト」を開始	実証ファンドを組成し、既存の信託受益権の一部を取得し（約7億円）、運用を行う。ファンド運用期間中に活用されるシステム上では、投資家の出資持分が分散台帳上で管理され、投資家への配当額の自動計算や、非対面での投資持分譲渡が可能となっている。
2020/10/09	<u>事例2</u> STO による第三者割当増資	増資に際し発行されるデジタル株式（増資金額：5千万円）は、ブロックチェーン基盤を用いて発行・管理され、トークンの移転と権利の移転・株式名簿の更新

<sup>3</sup> 実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」において受託者の会計処理が定められている。

<sup>4</sup> 基準開発にあたっては、株主の立場での株主との間の取引か否か、また受領した対価の分割の可否を検討する必要がある可能性がある。

		が一連のプロセスとして処理され、電子的に管理することが可能となっている。
2021/03/29	<u>事例3</u> 証券化商品を裏付けとするセキュリティー・トークンを発行する試験的取組を実施	証券化商品を裏付けとする受益証券発行信託を設定し、STOプラットフォームを通じて、受益証券をセキュリティー・トークンの形態に転換した上で、自己私募により発行。受益証券を不発行とした上でトークン化することで、権利移転時に、券面の交付を要さず、ブロックチェーン上の記録と受益証券発行信託の受益権原簿が書き換わることで投資家の権利移転が行える仕組みである。
2021/04/19	<u>事例4</u> 国内初となる一般投資家向け STO 実施	一般投資家向けの社債の発行（発行額：1億円）について、ブロックチェーン基盤を用いたセキュリティー・トークンにより実施するものである。

また、電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱うために必要な登録を完了した証券会社が1社あり、セキュリティー・トークンを取り扱う国内初の私設取引システム（PTS）運営を目指す株式会社が1社設立されている。

発表/報道日付	発表/報道の概要
2021/3/26	国内初となる金融商品取引法における電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに係る変更登録を完了した。この変更登録完了により、デジタル化された社債等のSTOを、個人顧客向けに広く提供していくことが可能となる。
2021/4/1	流通・換金機会の整備による投資家の利便性向上と企業の柔軟な資金調達を支援することを目的に、セキュリティー・トークンを取り扱う国内初のPTSを運営することを目指すための合弁会社が設立された。

### 今後の検討の進め方の事務局提案

- 上記の動向を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び流通取引が実験的に開始されているが、今後取引が広まっていくかどうかは現時点では定かではないものと考えられる。

9. よって、これまで早期に必要な最小限の項目について会計基準の開発を行うこととしてきたが、これまで識別した論点について、関係者からの意見を募集するために、論点整理を公表することとする。

### 3. 暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有の会計処理

#### 現状の取引量

10. 2020年4月に進め方を検討したとき以来、ICO トークンの発行状況に大きな変化はないものと考えられる。別紙1のとおり、いわゆるICOによる国際的な資金調達とは2017年から2018年中旬にかけて増加し、その後急減している。また、我が国においても、事務局が調べた限りでは、2019年以降、新たなICO トークンの発行<sup>5</sup>は行われていない。

#### 国際的な会計基準の動向

11. 最近の国際的な会計基準の動向<sup>6</sup>は、以下のとおりである。

(1) EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」の公表

EFRAGは、標記のディスカッション・ペーパーを2020年7月に公表しており、コメント期限は2021年7月31日である。当該ディスカッション・ペーパーは、暗号資産に関するIFRS基準上の取扱いを分析するものであり、以下の選択肢を示している。

選択肢1：既存のIFRS基準の要求事項を修正しない。

選択肢2：既存のIFRS基準の要求事項を修正あるいは明確化する。

選択肢3：暗号資産（負債）又はデジタル資産（負債）に関する新基準を開発する。

(2) IASB 第3次アジェンダ・コンサルテーション

IASBは、2021年3月30日に「情報要請：第3次アジェンダ・コンサルテーション」を公表している。その中で22個の潜在的プロジェクトが挙げられている

---

<sup>5</sup> 我が国の暗号資産交換業者が取り扱う我が国の企業が行った新たなICO トークンの発行としては、2017年11月にテックビューロ株式会社により行われたICOのICO トークンであるCMS（コムサ）、及び2017年11月にQUOINE株式会社により行われたICOのICO トークンであるQASH（キャッシュ）がある。また、他に、上場企業の海外子会社が実施した例が少数見受けられる。

<sup>6</sup> 海外における暗号資産の取引及び暗号資産に関連した国際的な取組みに関する最近の状況については別紙3参照。

が、「暗号通貨及び関連取引」が別紙2のとおり含まれている。

## 今後の検討の進め方の事務局提案

### 日本基準の開発

12. 上記のとおり、国内において ICO トークンの発行は最近行われておらず、暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有の会計処理については、2020 年 4 月に議論したとおり、以下の進め方が考えられる。
- 会計基準の開発を進めることの必要性を確認する意味も含め、論点整理を公表する。
  - 論点整理では会計上の論点<sup>7</sup>の分析を示したうえで、当該論点の分析及び基準開発の必要性について、関係者からの意見を募集する。

### 国際対応

13. 当委員会ではこれまで暗号資産について国際的な意見発信を行っており、EFRAG とも事務局間での連携を図っている。当該連携の中で、EFRAG 事務局よりディスカッション・ペーパーに対するコメント・レターの提出を要請されている。よって、前項の日本基準の開発に合わせ、EFRAG のディスカッション・ペーパーに対して当委員会でコメント・レターを提出することとする。

以 上

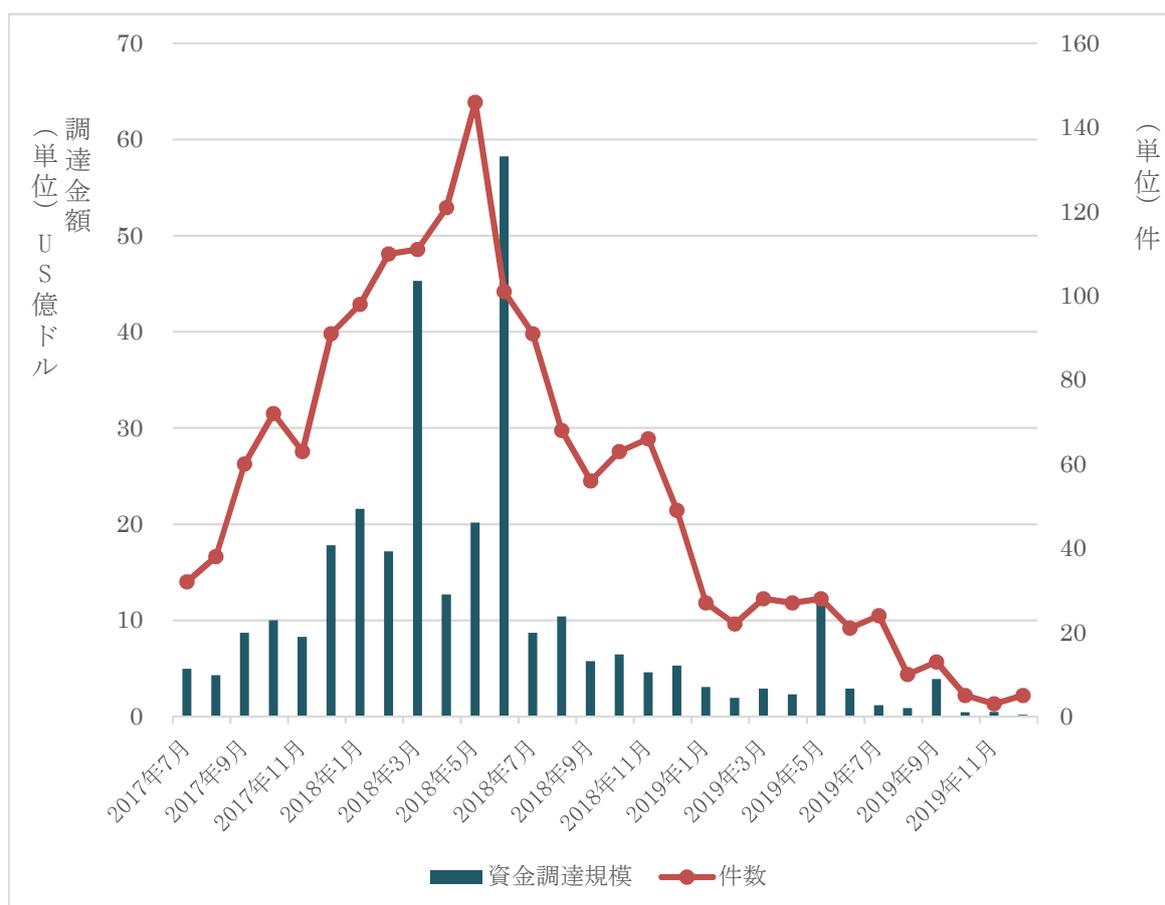
---

<sup>7</sup> 暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る論点については別紙4参照。

(別紙1)

いわゆる ICO の国際的な資金調達規模及び件数の月別推移

1. CoinSchedule 社が公表する有料データ (2016 年 1 月から 2020 年 1 月まで) をもとに ASBJ 事務局において集計した結果、いわゆる ICO の国際的な資金調達規模及び件数の月別推移は次のグラフのとおりであり、2018 年中旬をピークとして資金調達規模及び件数のいずれも急減している。なお、現在では、同社のウェブサイトを開覧できない状況となっているため、当該データの 2020 年 2 月以降における状況は不明であるが、他の情報提供会社が公表するデータによれば、2020 年 1 月以降に完了された ICO の件数は、Coindesk 社が公表するデータでは 2 件 (調達総額は 12 千ドル)、ICORating 社が公表するデータでは 0 件となっている。



以上

(別紙2)

## 第3次アジェンダ・コンサルテーション 潜在的プロジェクト

1. IASBが2021年3月30日に公表した「情報要請：第3次アジェンダ・コンサルテーション」では、「暗号通貨及び関連取引」が潜在的プロジェクト（計22個）の1つとして挙げられており、次のような言及がなされている。

## (関連箇所（仮訳）の抜粋)

B14 利害関係者は、暗号資産はより一般的になりつつあると述べた。2019年6月に、委員会はアジェンダ決定「暗号通貨の保有」を公表した。しかし、多くの利害関係者は、次のように述べて、追加的な懸念を示した。

- (a) IAS第38号「無形資産」によって暗号通貨について要求される会計処理は、有用な情報を提供しない可能性がある。暗号通貨の経済的特性は、無形資産ではなく現金又は他の金融商品に類似しているからである。
- (b) 暗号通貨は公正価値で測定すべきであるが、IAS第38号は、活発な市場における公正価値測定のみを認めており、公正価値の変動はその他の包括利益に認識され、その後のリサイクリングは行われぬ。
- (c) 当該アジェンダ決定は範囲が狭すぎる可能性がある。一部の利害関係者は、当審議会が教育用資料を開発するか又はIFRS基準書を修正して、暗号資産の直接的保有について他の関連取引（例えば、暗号資産の間接的保有又はイニシャル・コイン・オフリング）とともに具体的な要求事項を提供することを提案した。

## (プロジェクトの規模の目安)

B15 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。

- (a) 維持管理及び一貫した適用の活動の一環として、教育用資料を開発する。
- (b) IAS第38号の的を絞った修正を行う。例えば、
  - (i) 暗号通貨の公正価値に関するIAS第38号の追加的な開示要求を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
  - (ii) より多くの無形資産（暗号通貨を含む）を公正価値で測定することを認め、公正価値の変動を純損益計算書に認識することが一部の状況において適切かどうかを検討する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (c) 金融商品に関する基準書の範囲を暗号通貨を含めるように修正することを検討する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

## 審議事項(4)

(d) 投資目的のみで保有される金融商品以外の有形又は無形の資産の一定範囲（一部の暗号通貨、コモディティ及び排出枠を含む）を扱うための基準書を開発する。  
このプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

B16 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体が、暗号通貨及び関連取引についての作業をすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

以 上

## 海外における暗号資産の取引及び暗号資産に関連した国際的な取組みに関する最近の状況

### 海外における暗号資産の取引

1. 海外における暗号資産の取引に関連して、次の動きが報道されている。

#### (暗号資産交換業者の米ナスダック市場への上場)

2. 米国の大手暗号資産交換業者であるコインベース・グローバル社(利用者5,600万人、預り資産残高2,230億ドル)が、2021年4月14日、同業界として初めて米ナスダック市場に上場した(取引初日終値の時価総額約650億ドル)。

#### (ドージコインの価格の急騰)

3. 海外の主要な暗号資産の1つであるドージコインの価格が2021年1月以後上昇し(上昇率100倍超)、2021年5月5日には一時史上最高値(0.69ドル)を付けた(時価総額約900億ドル)。

### 暗号資産に関連した国際的な取組み

4. 暗号資産に関連した国際的な取組みとして、次の動きが見受けられている。

#### (中央銀行デジタル通貨(CBDC))

5. 世界各国における中央銀行において、貨幣の媒介手段として暗号技術等を利用した電子データを採用する、いわゆる「中央銀行デジタル通貨(Central Bank Digital Currency: CBDC)」の可能性について検討が進められている。
6. 既に運用が開始されている例があり(カンボジアの「バコン」等)、また、先行する一部の国ではパイロット実験に到っているとの報道が聞かれている(中国の「デジタル人民元」、スウェーデンの「eクローナ」)。我が国においても、日本銀行において2021年3月から「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」が発足される等、概念実証実験の実施を含めた検討が進められる予定となっている(ただし、現時点では、CBDCを発行する計画はないとしている。)<sup>8</sup>。

(電子記録移転有価証券表示権利等及び資金決済法上の暗号資産への該当の有無に

<sup>8</sup> <https://www.boj.or.jp/paym/digital/index.htm/> 参照。

については検討を行っていない。)

(ステーブル・コイン)

7. 海外の民間企業において、裏付け資産のない「ビットコイン」等の暗号資産とは異なり、法定通貨等の特定の資産の価値に連動させることにより暗号資産の価格の安定性を確保することを目的として開発される、いわゆる「ステーブル・コイン」の開発が進められている。
8. 例えば、フェイスブック社の「ディエム（旧称リベラ）」開発プロジェクトの他、GMOインターネット社の米国子会社が2021年5月12日より米国の暗号資産取引所において日本円と連動したステーブル・コイン「GYEN」の取引を開始したとの報道がある<sup>9</sup>。

(電子記録移転有価証券表示権利等及び資金決済法上の暗号資産への該当の有無については検討を行っていない。)

以 上

---

<sup>9</sup> <https://www.gmo.jp/news/article/7185/> 参照。

## 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る論点

(以下、第431回企業会計基準委員会(2020年4月30日開催)審議事項(2)-2別紙2より抜粋)

### (発行に係る論点(会計処理を行う単位、適用する会計基準、分割の方法等))

1. 資金決済法上の暗号資産の発行の会計処理を考える場合、まず、暗号資産を一つの単位として会計処理を行うのか、暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質ごとに会計処理を行うのが論点となる。
2. 仮に暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質ごとに会計処理を行う場合、当該性質ごとに異なる会計基準を適用する必要性が生ずる可能性がある。暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質としては、例えば、以下のようなものが考えられる。
  - (1) 将来的に財又はサービスの提供を受ける権利が ICO トークンに付与されている場合
  - (2) ICO により受領した対価が特定の用途(例:プラットフォームの構築)に利用することが想定されている場合
3. まず、将来的に財又はサービスの提供を受ける権利が ICO トークンに付与されている場合には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)との関係を整理する必要がある。収益認識会計基準との関係を整理するうえでは、ICO に応募したものが顧客に該当するか、ICO トークンに付与された権利が、収益認識会計基準上の契約に該当するか(発行者から見た場合、法律上の義務に該当するか)等を検討する必要がある。

なお、収益認識会計基準では等価交換を想定したうえで、取引価格により収益の額を測定することとしているが、ICO の場合には、必ずしも等価交換ではない可能性もあるため、引き渡した財又はサービスの時価による測定が可能であるか等も検討すべきと考えられる。
4. また、将来的に財又はサービスの提供を受ける権利が ICO トークンに付与されている場合であって、収益認識会計基準の範囲とまらないものについては、引当金の要件に該当するか否かも検討する必要があるものと考えられる。この場合においても、発行者から見た場合、法律上の義務に該当するか等について検討する必要がある。
5. さらに、ICO により受領した対価が特定の用途(例:プラットフォームの構築)に利用することが想定されている場合、企業会計原則注解24「国庫補助金等によって取得

## 審議事項(4)

した資産について」との関係も整理する必要があるものと考えられる。

6. 上記のとおり、ICOにより受領した対価は、収益、引当金、工事負担金等、複数の性格を有する可能性があるため、受領した対価をこれらの要素に分割して配分する方法の是非についても検討する必要があるものと考えられる。

この場合、各要素に配分した残額について利益として計上することが適切であるか否かの検討も行う必要があるものと考えられる。

7. 受領した対価として、資金決済法上の暗号資産を受領した場合、当該暗号資産をどのように認識、測定するかも論点となる。
8. なお、資金決済法上の暗号資産の発行についてどのように会計処理したかについて財務諸表の利用者が理解できるように、発行時及びその後の会計期間末において十分な開示がなされる必要があると考えられ、当該開示内容も論点になると考えられる。

### (保有に係る論点)

9. 暗号資産の保有に係る会計処理は、まず実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第38号」という。)でカバーされているか否かを検討することが考えられる。そのうえで、実務対応報告第38号と異なる会計処理を定める必要性について検討することが考えられる。
10. なお、自己(自己の関係会社を含む。)が発行した暗号資産を保有する場合、会計処理の対象とするか否かについても検討する必要があるものと考えられる(自己が発行した暗号資産については実務対応報告第38号の範囲から除かれており、新たに規定を設けるかどうか論点になると考えられる(実務対応報告第38号第26項))。

以上

## 電子記録移転権利及び電子記録移転有価証券表示権利等の定義

### 1. 電子記録移転権利の定義

1. 2020年5月1日に施行された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法第28号)(以下「改正法」という。)において、電子記録移転権利が次のとおり定義された。

改正後の金融商品取引法第2条第3項(下線はASBJ事務局)

(金融商品取引法第2条第2項)各号に掲げる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。))に表示される場合(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)に限る。以下「電子記録移転権利」という。

2. 改正法により、これまで第二項有価証券として分類されてきた金融商品取引法2条2項各号に規定されるいわゆる集団投資スキーム持分等<sup>10</sup>について、分散型台帳技術等を活用する場合にそれらを「電子記録移転権利」と定義し、第一項有価証券に含めることで原則として開示規制を課し、その業としての取扱いに第一種金融商品取引業の登録を求めることとされた<sup>11</sup>。

### 2. 電子記録移転有価証券表示権利等の定義

3. 2020年4月3日に、金融庁より令和元年資金決済法等に係る政令・内閣府令(以下「内閣府令等」という。)が公表<sup>12</sup>され、電子記録移転有価証券表示権利等が次のとおり定義された。

<sup>10</sup> 具体的には、信託受益権、合名会社・合資会社・合同会社の社員権、集団投資スキーム持分(民法の任意組合契約に基づく権利、匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等)などである。

<sup>11</sup> 「金融商品取引法の一部改正の概要―暗号資産を用いた新たな取引および不公正な行為への対応―」(商事法務No.2204 2019年7月15日 小澤金融庁市場局市場課課長補佐他5名著)解説記事によれば、「法2条2項各号に規定されるいわゆる集団投資スキーム持分その他の権利(以下「集団投資スキーム持分等」という)は、これまで流通する蓋然性が低いものとして第二項有価証券に分類され原則として開示規制の対象外となり、その取扱いには第二種金融商品取引業の登録が求められてきた。しかし、ブロックチェーンをはじめとする分散型台帳技術等を活用する場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、そのようなものを「電子記録移転権利」と定義し、第一項有価証券に含めることで原則として開示規制を課し、その業としての取扱いに第一種金融商品取引業の登録を求めることとした。」とされている。

<sup>12</sup> 2020年4月3日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、改正法は2020年5月1日より施行され、内閣府令等も同日より施行されることとされた。

金融商品取引業等に関する内閣府令（下線は ASBJ 事務局）

（定義）

第 1 条第 4 項

この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十六 （略）

十七 電子記録移転有価証券表示権利等 法第 29 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する権利をいう。

（電子記録移転有価証券表示権利等）

第 6 条の 3

法第 29 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する内閣府令で定めるものは、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下単に「財産的価値」という。）に表示される場合に該当するものとする。

金融商品取引法第 29 条の第 2 項 1 項（下線は ASBJ 事務局）

前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～七 （略）

八 第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のために特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨（略）

4. この内閣府令等により、電子記録移転権利の他に、株式や社債を電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示する（いわゆるトークン化する）場合についても、内閣府令第 6 条の 3 における「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するもの」に含まれ、金融商品取引法の規制において「電子記録移転有価証券表示権利等」として捉えられることとなると考えられる。

以 上